

平成27年6月18日

伝統的工芸品として「江戸鼈甲」「東京アンチモニー工芸品」が指定されました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）に定める伝統的工芸品として、新たに3品目を指定しました。関東経済産業局管内では、東京都等の「江戸鼈甲」及び「東京アンチモニー工芸品」が指定されました。

この結果、伝産法に基づく伝統的工芸品は、関東経済産業局管内では58品目（全国で222品目）になりました。

1. 伝統的工芸品の新規指定について

東京都等の「江戸鼈甲」及び「東京アンチモニー工芸品」等の新規指定について、産業構造審議会において審議を行った結果、新規指定することが了承され、本日（6月18日）、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました。

※本件に係る指定の申出者：東京鼈甲組合連合会（☎03-5607-0888）

東京アンチモニー工芸協同組合（☎03-3851-7133）

2. 指定品目の概要

（1）江戸鼈甲

江戸鼈甲は、タイマイの甲羅を原料として、独自の鼈甲の張り合わせ技術を用いた工芸品。江戸期の関東地方においては、盛んに和装品が製造されており、現在では和洋装飾品、眼鏡等が製造されている。



（2）東京アンチモニー工芸品

東京アンチモニー工芸品は、鉛・アンチモン・錫の合金であるアンチモニーを原料とした鋳物製品であり、明治初期に東京の地場産業として技術が確立した。繊細な模様や彫刻を活かし、装飾品、賞杯、置物等が製造されている。



3. 伝産法とは

- (1) 伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。伝産法に基づいて指定された伝統的工芸品は、同法に基づく各種振興施策の対象となります。
- (2) 指定には、5つの要件を満たす必要があります。

※指定の5要件:①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること。

【参考資料】

- ・ 伝統的工芸品指定品目一覧

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局 産業部 製造産業課長 梶田 昌幸

担当者：漆畑、山岸

電 話：048-600-0314

FAX：048-601-1293

(参考資料)

伝統的工芸品指定品目一覧〔都道府県別〕			
平成27年6月18日時点			
地域	都道府県別	指定品目数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ 二風谷アツウシ
東北	青森	1	津軽塗
	秋田	4	樽細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉橋櫓
	山形	5(1)	山形鍔物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布(*)
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂筆筒 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こけし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台筆筒
	福島	4	会津塗 大塚相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工
	計	22(1)	
関東	茨城	6(4)	笠間焼 真壁石燈籠 結城紬(*) 江戸切子(*) 江戸木版画(*) 江戸鼈甲(*)
	栃木	5(4)	益子焼 結城紬(*) 桐生織(*) 江戸和竿(*) 江戸鼈甲(*)
	群馬	3(3)	伊勢崎餅(*) 桐生織(*) 江戸鼈甲(*)
	埼玉	11(8)	春日部桐箆筒 岩槻人形 秩父銘仙 伊勢崎餅(*) 村山大島紬(*) 江戸木目込人形(*) 江戸和竿(*) 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸節句人形(*) 江戸鼈甲(*)
	千葉	8(7)	房州うちわ 江戸和竿(*) 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸木版画(*) 江戸硝子(*) 江戸鼈甲(*) 東京アンチモニー工芸品(*)
	東京	16(10)	村山大島紬(*) 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形(*) 東京銀器 東京手描友禅 江戸鼈甲(*) 東京アンチモニー工芸品(*) 多摩織 江戸和竿(*) 江戸指物 江戸からかみ(*) 江戸切子(*) 江戸節句人形(*) 江戸木版画(*) 江戸硝子(*)
	神奈川	5(2)	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器 江戸和竿(*) 江戸切子(*)
	新潟	16(1)	塩沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐箆筒 新潟・白根仏壇 羽越しな布(*) 長岡仏壇 三条仏壇 燕鉦起銅器 十日町餅 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 越後三条打刃物
	長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曾くろ細工 信州打刃物
	山梨	4(1)	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章 江戸鼈甲(*)
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
		計	58(1)
中部	富山	6(1)	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 庄川挽物木地(材料) 金沢箔(材料)(*)
	石川	10(1)	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀織 金沢箔(材料)(*)
	岐阜	5	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯
	愛知	12	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐箆筒 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	37	
近畿	福井	8(1)	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼 越前筆筒 大阪唐木指物(*)
	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繻 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	7(1)	大阪欄間 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐箆筒 大阪金剛麩 大阪唐木指物(*)
	兵庫	7(1)	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物 大阪唐木指物(*)
	奈良	3(1)	高山茶釜 奈良筆 大阪唐木指物(*)
	和歌山	4(1)	紀州漆器 紀州筆筒 紀州へら竿 大阪唐木指物(*)
	計	45	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜餅 出雲石燈ろう(*)
	島根	4(1)	出雲石燈ろう(*) 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
	計	16	
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍しじら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7(1)	小石原焼 博多人形 博多織(*) 久留米餅 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	3(1)	伊万里・有田焼 唐津焼 博多織(*)
	長崎	2	三川内焼 波佐見焼
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん 山鹿灯籠
	大分	2(1)	別府竹細工 博多織(*)
	宮崎	2(1)	本場大島紬(*) 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬(*) 川辺仏壇 薩摩焼
	計	20	
沖縄	沖縄	14	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球餅 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織
合計		222	

(注) 指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県と重複する内数をあらわしており、重複品目は(*)で表記。